平成２２年（フ）第３９４号
岡山市中区高島２丁目６番３―103号
債務者　沼本アヤ子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０１８９号
東京都江戸川区中葛西１丁目31―３―702
債務者　鬼塚　順子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１９４号
東京都江戸川区小松川２丁目１―１―1005
債務者　長谷川政江
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２３２号
埼玉県草加市谷塚町731―１―３―504
債務者　成島　光雄
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２７８号
東京都西東京市中町４丁目６―３　佐々木方
債務者　大島　明美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２９２号
東京都中野区中央４丁目35―９　ビュー新中野Ａ―201
債務者　田邉　　創
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３０１号
埼玉県新座市栄５丁目１―28
債務者　岩間　京子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３０２号
東京都豊島区南長崎４丁目９―16―203
債務者　加藤　　歩
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３０３号
埼玉県越谷市蒲生寿町９―43
債務者　金子　久美
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３０４号
東京都足立区東綾瀬２丁目２―19―308
債務者　佐藤　憲正
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３０５号
東京都清瀬市竹丘３丁目９―４―301
債務者　鈴木　直美（旧姓大坪）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３０６号
東京都練馬区北町６丁目23―302
債務者　山田　惠子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３１２号
埼玉県比企郡小川町大字小川516―１―304
債務者　鹿島　和夫
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３４０号
東京都府中市西原町２丁目27―３―102
債務者　野澤　純一
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３４３号
東京都青梅市本町151―３―601
債務者　池田　　透
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３４４号
東京都小金井市前原町５丁目９―19―203
債務者　圷　　英智
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部